

# 千葉県耕作放棄地再生推進事業実施要領の運用について

令和元年5月16日付け農振第237号

## 1 事業実施主体

(1) 実施要領第3中「農業者又は農業者等の組織する団体」は、次のいずれかに該当するものとする。

ア 農業を営む個人

イ 農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第299号）第2条第3項に規定する法人をいう。）

ウ 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。）

エ NPO法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の規定による非営利活動法人）

オ 農地法、農業経営基盤強化促進法に基づいた手続きにより農業参入した法人

カ 集落営農経営：次のいずれかに該当する任意組織の集落営農経営

（ア）農業経営基盤強化促進法第23条第4項に規定する特定農業団体

（イ）複数の農業者により構成される農作業受託組織であって、組織の規約を定め、対象作物の生産・販売について共同販売経理を行っている集落営農組織

## 2 事業対象農地

(1) 事業対象とする農地は、農地法第30条に基づく「利用状況調査」によって、1号遊休農地もしくは2号遊休農地として区分された日以降対象とする。

(2) 対象面積については、各市町村に備える農地基本台帳面積を活用することとする。台帳面積が現況面積と大きく相違する場合には、現地で実測した面積とする。

(3) 支援対象の農地面積は、1aを最小とし、1a未満の単位は四捨五入により1a単位で対象農地の面積を設定する。

### 3 交付要件等

- (1) 実施要領第5の1中「賃借権・使用貸借権の設定・移転」の権利設定は、権利設定予定者が再生作業を実施する年度内までに行うこととする。
- (2) 実施要領第5の1の耕作期間に含めることができる土壤改良期間は、最大で2年間とする。
- (3) 実施要領第5の1中の「5年間以上」の考え方は以下のとおりとする。
  - ア 再生作業が完了した年度中に耕作を行った場合は、その年度も含めて5年間以上の耕作。
  - イ 再生作業が年度末に完了した場合は、次年度から5年間以上の耕作。
  - ウ 5年間のうちに休耕の年があった場合は、その休耕した年を除いて、計5年間以上の耕作。
- (4) 実施要領第5の1中、「特段の事情があると認められる場合」の判断にあたっては、通常の耕作ができる状態に回復するために複数年必要であると認められる場合とし、実施要領様式第14号耕作状況報告書により判断するものとする。
- (5) 実施要領第5の2に規定する「一連の農作業を支障なく行うことができる」場合とは、同一集落内の2筆以上の農地であって、農地間の距離やその作業内容から農地を一体的に活用していると認められる等、本事業の趣旨に照らして適当と判断できる場合をいい、判断にあたっては、知事と市長村長が個別に協議の上、知事が総合的に判断するものとする。
- (6) 市町村長は、本事業の支援の対象とする農地の所有者に5年間の賃貸料収入が生ずる場合には、市町村長と農地所有者の協議による合意を基に、その賃貸料収入相当額を、市町村長が農地所有者から徴収し、事業実施主体に納付するものとする。
- (7) 再生作業とあわせて行う土壤改良に係る経費は、実費により積算する。
- (8) 景観形成のみを目的として、景観作物を植栽するケースは支援対象としないが、ヒマワリ、菜種等を油糧作物や蜜源等として作付けするケースは支援対象とする。また、花きや工芸作物、特用樹等の作付けについても、継続して肥培管理が施される栽培形態であり農地転用に該当しない場合には支援対象となる。なお、本事業による支援の後、当該農地での耕作において、営農体系上休耕が必要となる場合等には、適切な保全管理を行うこととする。

- (9) 自力施行による場合、再生作業事業費の算出にあたっては、耕作放棄地対策単価表の数値により積算すること。
- (10) 自力施行による場合、家族を含め取組者本人以外の者を雇用した場合も労務費に計上することができる。日当等支払いがない場合は、実施要領様式第11号添付4「再生作業参加者名簿」により雇用したことを証するものとする。
- (11) 農業者等への補助金交付について、事前の概算払いとするか事後の精算払いとするかは、取組内容等に応じて任意に判断することとする。

#### 附 則

この運用は、令和元年度から令和3年度までの予算に係る補助金について適用する。